

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年1月23日

放置された産業廃棄物の撤去事業協力事業者に対する 感謝状贈呈式を開催します

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会は、坂戸市からの申し出を受け、同市内で放置された産業廃棄物について、同協会が運営する「さいたま環境整備事業推進積立金（通称：けやき積立金（*））」を活用し、同協会に加盟する事業者の協力のもと、令和5年度及び令和6年度に当該産業廃棄物の一部を撤去いたしました。

このことから、周辺地域の環境改善に向け、当該撤去事業の実施に御尽力をいただいた一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び民間事業者に対し、知事から感謝の意を表し感謝状を贈呈します。

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会では、不法に投棄され放置された廃棄物の山における火災や崩落などの危険を除去するため、けやき積立金を活用し、これまでに多くの地域で環境の保全を図ってまいりました。

*さいたま環境整備事業推進積立金（通称：けやき積立金）

けやき積立金は、産業廃棄物を適正に処理し、環境の保全を図ることを目的として、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会が設置した積立金。埼玉県及び市町村の助成金のほか、同協会の一般会計繰入金及び民間企業からの寄附を原資にしている。

● 実施概要

1 日時・場所

令和7年1月28日（火） 15時30分から15時45分まで 知事室

2 出席者

○一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 亀井 寿之 会長

他 産業廃棄物処理事業者 2社

● 撤去事業の概要

1 撤去期間

令和6年3月25日（月）から令和6年3月30日（土）まで
令和6年7月23日（火）

2 場所

坂戸市森戸地区内

3 廃棄物の種類

廃プラスチック類 66,830kg 他 計69,750kg

4 経緯

令和2年6月に廃プラスチック類等の野積みが判明する。

県の指導により、行為者、排出事業者及び土地所有者が一部の廃棄物を撤去したが、相当量の廃棄物がまだ残置されている。

地元市の要望を受けて、令和6年3月及び7月に、本事業により崩落等のおそれがある一部の廃棄物を処分した。

5 撤去費用

総額約500万円（撤去に要した費用はけやき積立金を取り崩した。）

（赤字部分について令和7年1月27日15時30分修正）